

該当される方につきましては、ご申請ください

市教育委員会では、令和6年4月上旬に市内小中学校に在籍する児童生徒をもつ保護者の皆様を対象に「通信環境整備支援金」のご案内をしたところですが、

今回の支援金は、以下に記載のとおりであり、支給要件を確認の上、該当される方につきましては、期限までご申請ください。

令和6年8月23日
南相馬市教育委員会

通信環境整備支援金（申請書）※申請期限は令和7年3月14日

①新たに通信（Wi-Fi）環境を整備した世帯に1万円支給します

対象：市内小中学校に在籍する児童生徒をもつ世帯のうち、Wi-Fi環境が未整備の世帯

②新たに無線通信（Wi-Fi）機器のみ設置した世帯に5千円支給します

対象：市内小中学校に在籍する児童生徒をもつ世帯のうち、光回線等は整備済であるがWi-Fi環境がない世帯

※①・②いずれも令和6年4月1日以降に契約・整備したものが対象
過年度（令和6年3月31日以前）に契約・整備したものは対象外

※1世帯あたり①・②のいずれか1申請のみ申請が可能です

過年度（令和2～5年度）において①・②いずれかを申請 済みの世帯は対象外

※工事や購入が申請日までに完了しているものが対象

申請時において、整備や購入が完了していないものは対象外

必要書類：①②共に以下の3点

- ・通信環境整備支援金申請書
- ・振込希望口座の通帳の写し

（支店名、口座番号、口座名義が分かるもの）

- ・令和6年4月1日以降に新たにWi-Fi環境を整備したことが分かる書類の写し

（通信回線の契約書や購入の際の領収書などで日付が分かるもの）

※①の場合は、契約内容等が分かる書類の写し

②の場合は、領収書等の写し

申請方法：申請書に必要書類を添付の上、南相馬市教育委員会宛てに郵送又は市教育委員会窓口にてご提出ください。

不明な点がございましたら、お手数ですが担当までお問合せください。